

平成29年度 第2回みよし市都市計画審議会 次第

日時：平成29年8月30日（水）

午後2時から3時まで

場所：市役所3階 研修室2

1 委嘱状交付

2 あいさつ

3 審議事項

第1号 豊田都市計画地区計画の決定（愛知大学跡地地区）について

5 報告事項

（1）第6回区域区分の見直しについて

（2）豊田都市計画公園（三好中部1号公園、2号公園）について

（3）その他

平成 29 度みよし市都市計画審議会委員名簿

役職区分	職名	氏名	備考
委員	学識経験者	東海学園大学 東海学園大学 豊田工業高等 専門学校	三宅 章介 宮崎 幸恵 佐藤 雄哉
	市議会議員	市議会議長	塚本 克彦
	関係行政機 関の職員	豊田警察署長 豊田加茂建設 事務所長	伊藤 清美 石原 伸員
	市内に住所 を有する者	農業委員会から 推薦を得た市民	岩田 信男
		商工会から推薦 を得た市民	鰐部 兼道
		公募による市民	柴本 信之
			坊農 由有子

10名

(参考: 事務局)

都市建設部部長

同上 次長

都市計画課長 久野 恭司

都市計画課副主幹 島藤 英信

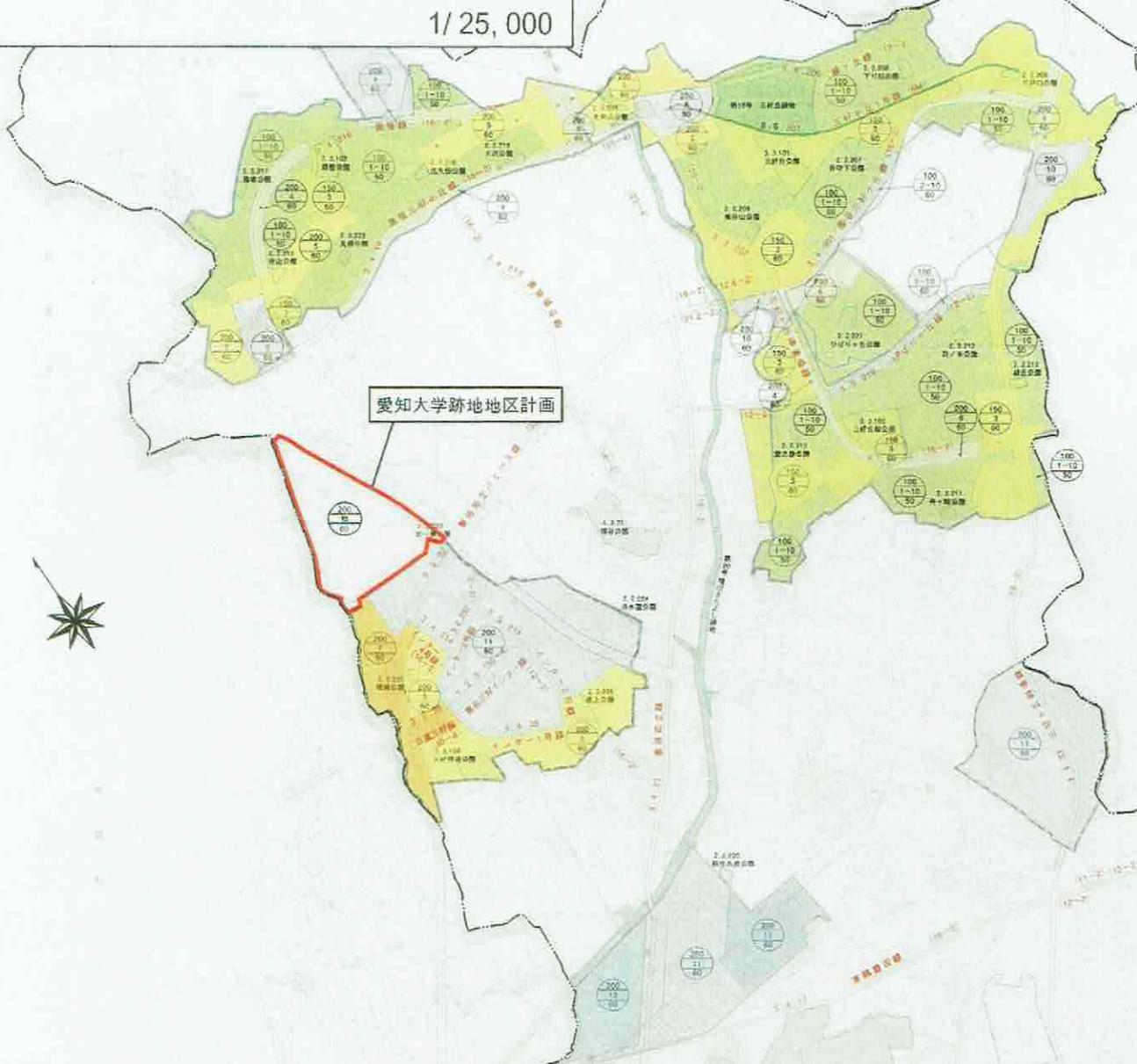
都市計画課主任主査 加藤 公伯

豊田都市計画区域 みよし市都市計画図

豊田都市計画愛知大学跡地地区計画 総括図

1 / 25,000

昌平 駿 引	愛知県告示第919号	昭和45年1月25日
市街化区域	愛知県告示第861号	平成12年10月31日
用 途 城	みよし市告示第 46号	平成28年 6月24日
特別工業地区	みよし市告示第 41号	平成22年12月24日
都市計画道路	愛知県告示第717号	昭和33年2月6日
	みよし市告示第 30号	平成22年12月24日
都道府県会議	愛知県告示第777号	昭和33年 2月 1日
	みよし市告示第 32号	平成27年 5月26日
都道府県議會	みよし市告示第 10号	昭和27年 3月17日
防火・構造火災規	みよし市告示第 49号	昭和28年 6月24日
都 区 計 画	みよし市告示第 48号	昭和28年 6月24日



愛知大学跡地地区計画

既存地盤による建築物の用途制限の概要



凡例

豊田都市計画 愛知大学跡地地区計画 計画図

1/2,500



豊田都市計画地区計画の決定（みよし市決定）

都市計画愛知大学跡地地区計画を次のように決定する。

名 称	愛知大学跡地地区計画
位 置	みよし市黒 笠町清水及び野田兼の各一部並びに福谷町根浦及び定老賀の各一部
面 積	約 19. 9 ha
地区計画の目標	<p>当地区は、みよし市北西部に位置し、名鉄豊田線黒 笠駅及び東名高速道路として利用されていいた地区である。</p> <p>当地区では、交通利便性に優れた大学跡地の有効利用を図りつつ、地区計画を定めることにより、計画的な土地利用と良好な市街地環境の形成を図ることを目標とする。</p>
土地利用の方針	<p>緑に囲まれた丘陵地形に、ゆとりある敷地規模の一戸建て専用住宅を主体としつつ、街区構成に合わせて集合住宅、生活利便施設、福祉施設などの立地を許容し、良好な居住環境の維持、保全を図る。</p> <p>当地区における地区施設は道路、公園、緑地、調整池を適切に配置し、これら施設の維持、保全を図る。</p> <p>道路は区域外との接続を2箇所とし、区画道路は地区内の住民の利便性及び安全性に配慮し、計画的に配置、整備する。</p>
地区施設の方針	<p>公園は地区内の住民が利用しやすいよう配置、整備し、緑地は地区周辺との緩衝帯とするため及び地区内の保安林を保全するため、計画的に配置、整備する。</p> <p>調整池は下流河川への負担を軽減するため、既存施設を活用しつつ配置、整備する。</p>
整 備	<p>土地利用の方針に従い、秩序ある市街地形成を図るため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限、垣又はさくの構造の制限を定める。</p> <p>環境に配慮したまちづくりを推進するため、ホームエネルギー・マネジメントシステム(HEMS)、電気自動車(EV)・プラグインハイブリッド自動車(PHV)の充電設備、蓄電池システム・太陽光発電システムの設置など、CO₂排出量の削減や環境負荷の低減に努めるものとする。</p>

名 称	幅 品	延 長	配 置
道路 14-1 号	14m ～11.5m	約 390m	
道路 9-1 号	9m	約 560m	
道路 9-2 号	9m	約 710m	
道路 6-1 号	6m	約 520m	
道路 6-2 号	6m	約 130m	
道路 6-3 号	6m	約 150m	
道路 6-4 号	6m	約 20m	
道路 6-5 号	6m	約 130m	
道路 6-6 号	6m	約 200m	
道路 6-7 号	6m	約 70m	
道路 6-8 号	6m	約 240m	
道路 6-9 号	6m	約 280m	
道路 6-10 号	6m	約 70m	
道路 6-11 号	6m	約 20m	
道路 6-12 号	6m	約 390m	
道路 6-13 号	6m	約 30m	
道路 6-14 号	6m	約 170m	計画図表示 のとおり
道路 6-15 号	6m	約 130m	
道路 6-16 号	6m	約 90m	
道路 6-17 号	6m	約 160m	
道路 6-18 号	6m	約 260m	
道路 6-19 号	6m	約 100m	
道路 6-20 号	6m	約 10m	
道路 4-1 号	4m	約 80m	
道路 4-2 号	4m	約 60m	
道路 4-3 号	4m	約 10m	
道路 4-4 号	4m	約 30m	
道路 4-5 号	4m	約 20m	
道路 4-6 号	4m	約 20m	
道路 4-7 号	4m	約 10m	
道路 4-8 号	4m	約 10m	
道路 4-9 号	4m	約 10m	
道路 4-10 号	4m	約 10m	
道路 4-11 号	4m	約 40m	

地区	名 称	幅 品	延 長	配 置	
				のとおり	計画図表示
道	道路4-12号	4m	約40m		
路	道路4-13号	4m	約20m		
	道路4-14号	4m	約10m		
	道路4-15号	4m	約10m		
	道路4-16号	4m	約10m		
	名 称	面 積	配 置		
公	公園1号	約0.27ha			
園	公園2号	約0.40ha	計画図表示のとおり		
	公園3号	約0.93ha			
整	配置及び規模				
地	緑地	名 称	面 積	配 置	
	緑地1号				
	緑地2号				
	緑地3号				
	緑地4号				
	緑地5号				
	緑地6号				
	緑地7号				
建	建築物等	建築物の敷地面積の最低限度	200m ²		
区	備				
整	計				
地	画				

に 関 す る 事 項	建築物等の 壁面の位置 の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離(以下、「後退距離」という。)は、1m以上でなければならぬ。ただし、次の各号のいずれかに該当するものはこの限りでない。 1. 物置、車庫、その他これらに類する用途に供する建築物で、その軒の高さが2.5m以下で、かつ後退距離の限度に満たない部分の床面積の合計が1.2m ² 以内であるもの 2. 地下が設けられている建築物の地下部分又は建築物の附属部分等で、出窓、ペランダ、バルコニー、テラス、屋外階段その他これらに類するもの 3. 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であるもの	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 1. 住宅 2. 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものうち建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下、「政令」という。)第130条の3で定めるもの 3. 共同住宅、寄宿舎又は下宿 4. 幼稚園、小学校又は中学校 5. 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの 6. 診療所 7. 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち政令第130条の5の3で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,500m ² 以内のもの(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。) 8. 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する政令第130条の4で定める公益上必要な建築物 9. 集会所(近隣住民を対象としたものに限る。) 10. 前各号の建築物に附属するもの(政令第130条の5の5で定めるものを除く。)
建 築 物 等	建築物の 敷地面積の 最低限度	200m ²	
区	備		
整	計		
地	画		

「区域及び地区施設の配置は計画図表示のとおり」

建築物等の
最高限度

建築物等の
形態又は色彩
その他の
意匠の制限

道

建築物の外壁及び屋根の色彩は、原色を避け、良好な街並みにふさわしい落ち着いた色調のものとする

垣又はさくの
構造の制限

透視性のあるフェンス、鉄さく等とし、ブロック塀等は設置してはならない。ただし、フェンス、鉄さく等の基礎で地盤面からの高さが0.6m以下のもの又は門扉等で道路からの見附面積が5m以下のものにあってはこの限りでない。

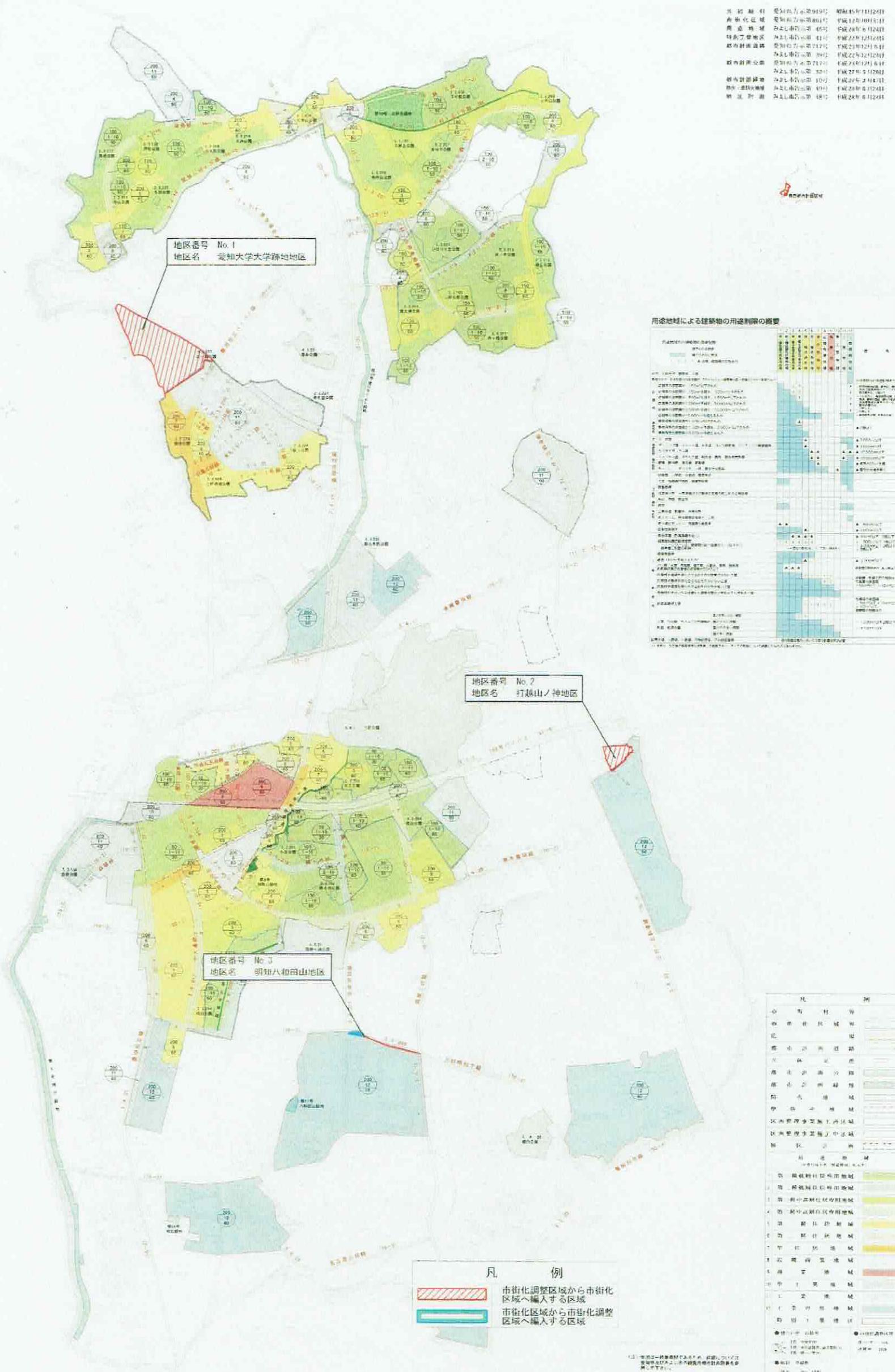
意 見 及 び 市 の 考 え 方

番号	意見の要旨	市の考え方
1 (続き)	<p>・市道打越黒雀1号線から住宅開発計画地への進入において、右折のための車線がなく、交通事故が発生する恐れがある。現状では全て片側1車線であるが、この部分には右折のための新たな車線増設が必要である。</p> <p>・開発計画地の南側に9334.39m²の賃貸用地が確保されているが、使用目的が不明である。一部に三好根浦土地区画整理地内の企業の駐車場を予定しているとの噂があるが、仮に事実とすれば「環境に調和した質の高い住宅地を目指す」とする理念に反する。</p> <p>・トヨタすまいるライフ(株)が開発した「あざぶの丘」では、開発区域内にある公園・緑地が都市計画法の定める都市公園に指定されていない。愛知大学跡地開発では区域内に予定する公園・緑地を、法律の定める都市公園に指定し、今後の維持管理も他の都市公園と同様に市費負担で行うべきである。なお、開発区域は市街化区域に編入し都市計画税を徴収すべきである。</p> <p>・愛知大学跡地の開発区域が属する行政区や小中学校の校区が、未だ定まっていない。行政側が責任を持って早急に決定すべきである。</p> <p>・開発区域内の住民のため集会所を建設するが、みよし市は1行政区1集会所を盾に、この集会所に対する市費投入を拒んでる。今回の集会所は市の条例に基づく</p>	<p>・渋滞緩和等の交通対策につきましては豊田警察署等の関係機関と協議し、検討を進めています。</p> <p>・沿線緩衝地の土地利用について事業者から具体的な計画の提案はありません。地区整備計画に定める制限の範囲内での土地利用が行われるものと考えています。</p> <p>・賃貸用地の土地利用について事業者から具体的な計画の提案はありません。地区整備計画に定める制限の範囲内での土地利用が行われるものと考えています。</p> <p>・開発に伴い設置される公園及び緑地は開発事業完了後に市へ移管される予定であり、都市公園法に基づく都市公園として指定し維持管理していく予定です。維持管理にかかる費用は市が負担することとなります。</p> <p>・また、開発区域は市街化区域へ編入することを検討しています。市街化区域編入後は都市計画税が課されることとなります。</p> <p>・開発事業者であるトヨタホームは、今回開発において「スマートタウン」の実現を目指している。そのため、防犯システムにおけるCATV、ITS活用による駐車場管理、EVカーシェアリングのためのステーション、EV・PHV充電器設備等の採用・設置を予定している。しかし、住宅開発後これら施設の維持管理の責任所在と、費用負担が明確でない。この点については他の開発行為との均衡を図るべきで、いたずらに市費負担を求めるべきでない。</p> <p>・防犯システムにおけるCATV、ITS活用による駐車場管理、EVカーシェアリングのためのステーション、EV・PHV充電器設備等の採用・設置が予定されていることですが、それら施設が採用・設置されることやそれら施設を市に移管することについて事業者から提案はありません。それら施設が採用・設置されたとしても市が維持管理することはないと考えます。</p> <p>・開発事業完了後に開発区域が属する行政区についても関係する行政区と協議を行っているところです。小中学校の校区は開発区域が属することとなる行政区によって決定されます。</p> <p>・区域の集会所は市の条例に基づき施設用地を確保して設置されるものですが集会所は市に移管されるものではありません。集会所の修繕や建替えに対し市の補助対</p>

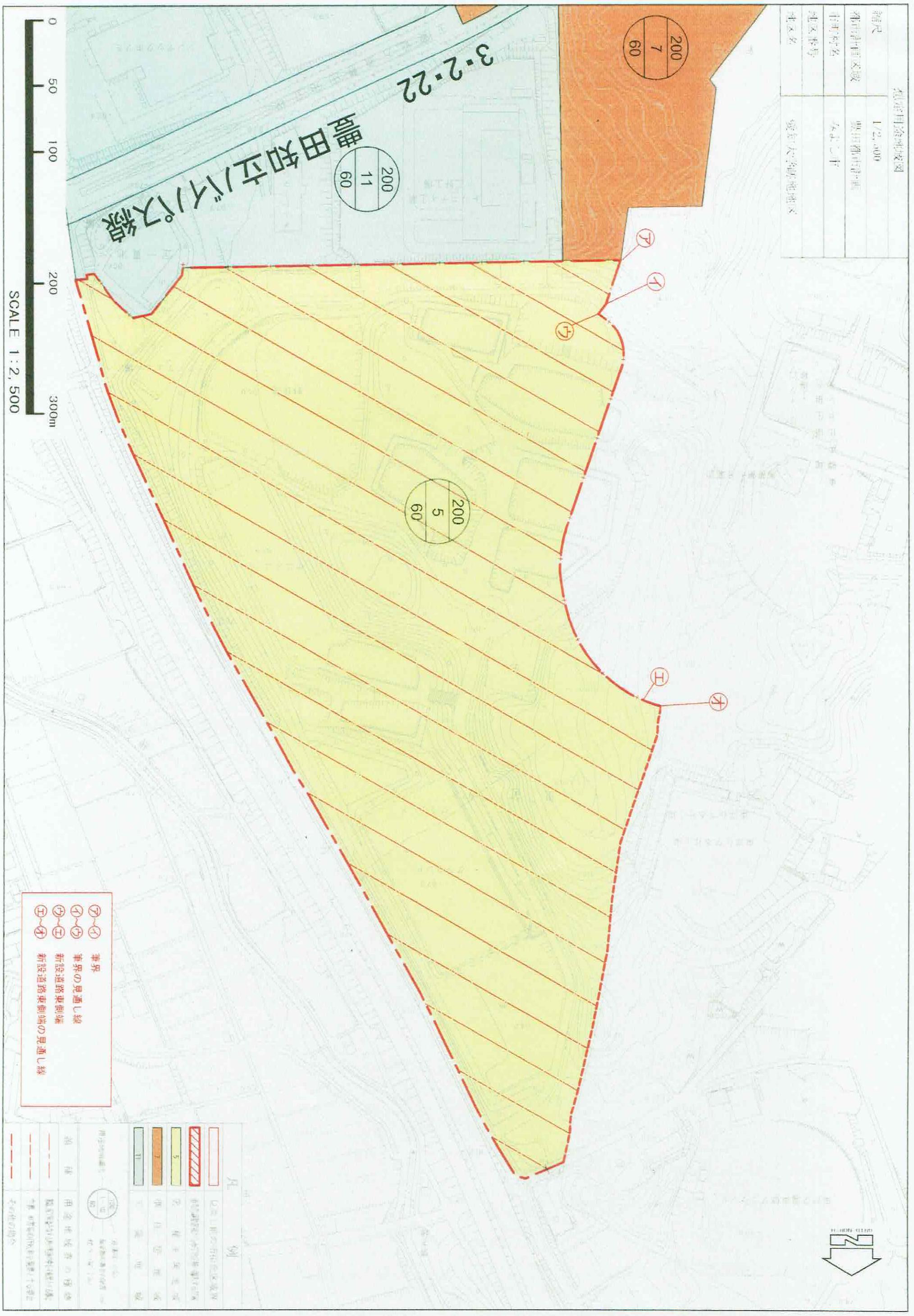
番号	意見の要旨	市の考え方
1 (続き)	<p>き建設するものであり、通常の行政区の集会所と同等の取扱いをすべきである。</p> <p>象となる集会所は1行政区につき地区的拠点となる1箇所としています。集会所が複数設置されている行政区に対しても補助対象は拠点となる1箇所であり、今回設置される集会所の取扱いも他の行政区に設置されている集会所と同等の取扱いをすることとなります。</p> <p>・開発事業者であるトヨタホームは、今回開発において「スマートタウン」の実現を目指している。そのため、防犯システムにおけるCATV、ITS活用による駐車場管理、EVカーシェアリングのためのステーション、EV・PHV充電器設備等の採用・設置が予定されていることですが、それら施設が採用・設置されることやそれら施設を市に移管することについて事業者から提案はありません。それら施設が採用・設置されたとしても市が維持管理することはないと考えます。</p> <p>・防犯システムにおけるCATV、ITS活用による駐車場管理、EVカーシェアリングのためのステーション、EV・PHV充電器設備等の採用・設置が予定されていることですが、それら施設が採用・設置されることやそれら施設を市に移管することについて事業者から提案はありません。それら施設が採用・設置されたとしても市が維持管理することはないと考えます。</p> <p>・開発事業完了後に開発区域が属する行政区についても関係する行政区と協議を行っているところです。小中学校の校区は開発区域が属することとなる行政区によって決定されます。</p> <p>・区域の集会所は市の条例に基づき施設用地を確保して設置されるものですが集会所は市に移管されるものではありません。集会所の修繕や建替えに対し市の補助対</p>	<p>象となる集会所は1行政区につき地区的拠点となる1箇所としています。集会所が複数設置されている行政区に対しても補助対象は拠点となる1箇所であり、今回設置される集会所の取扱いも他の行政区に設置されている集会所と同等の取扱いをすることとなります。</p> <p>・開発事業者であるトヨタホームは、今回開発において「スマートタウン」の実現を目指している。そのため、防犯システムにおけるCATV、ITS活用による駐車場管理、EVカーシェアリングのためのステーション、EV・PHV充電器設備等の採用・設置が予定されていることですが、それら施設が採用・設置されることやそれら施設を市に移管することについて事業者から提案はありません。それら施設が採用・設置されたとしても市が維持管理することはないと考えます。</p> <p>・防犯システムにおけるCATV、ITS活用による駐車場管理、EVカーシェアリングのためのステーション、EV・PHV充電器設備等の採用・設置が予定されていることですが、それら施設が採用・設置されることやそれら施設を市に移管することについて事業者から提案はありません。それら施設が採用・設置されたとしても市が維持管理することはないと考えます。</p> <p>・開発事業完了後に開発区域が属する行政区についても関係する行政区と協議を行っているところです。小中学校の校区は開発区域が属することとなる行政区によって決定されます。</p> <p>・区域の集会所は市の条例に基づき施設用地を確保して設置されるものですが集会所は市に移管されるものではありません。集会所の修繕や建替えに対し市の補助対</p>

総 括 図	
縮尺	1/25,000
都市計画区域	豊田都市計画
市町村名	みよし市
地区番号	
地区名	

豊田都市計画区域 みよし市都市計画図



測量用区域図	
測量用区域	1/2,500
右側の地名	豊田郡山町
地区番号	60
地区名	豊田大字山野地地区



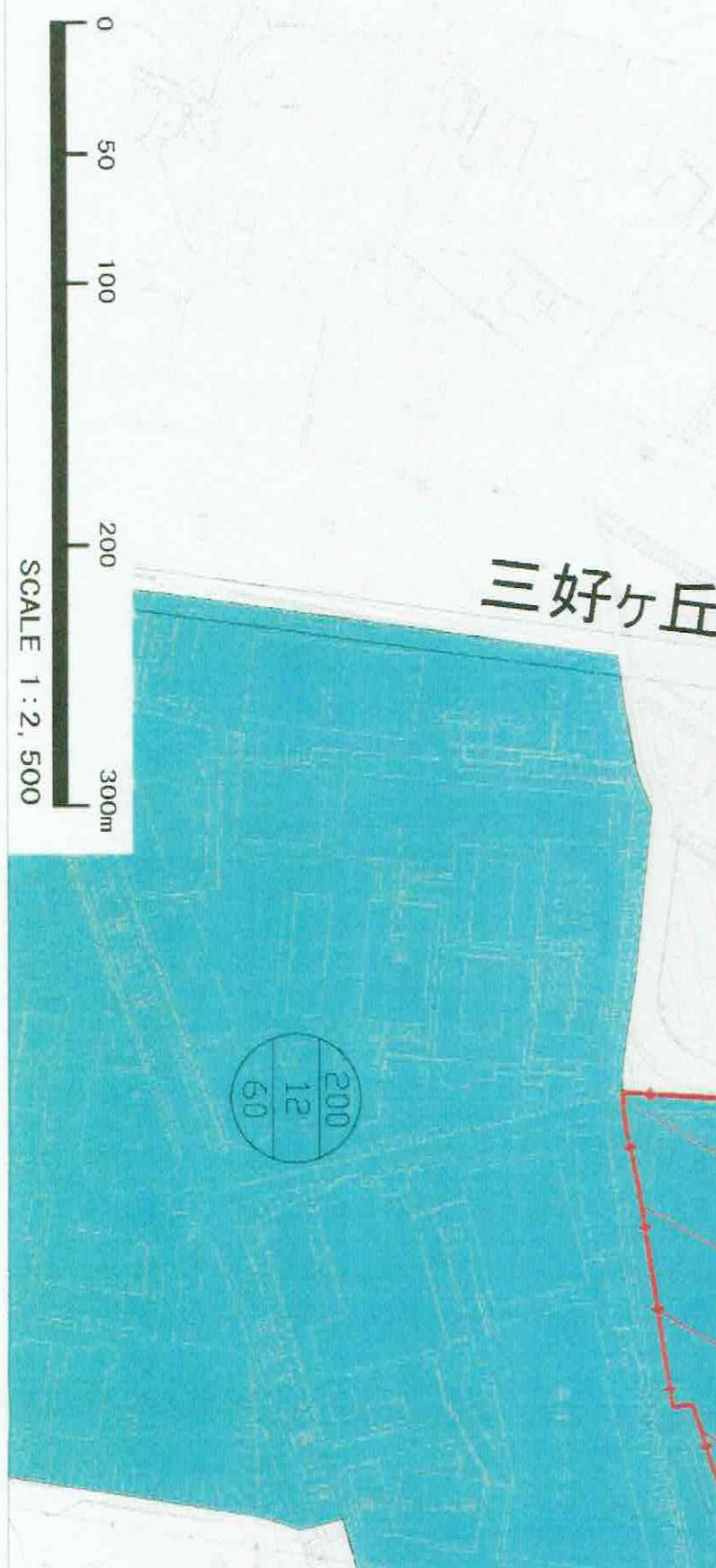
地図名	豊田市計画図
縮尺	1/2,500
都市計画区域	豊田市計画
町村名	みよし市
地区番号	打越山ノ神地区
地区名	



3・1・1
153号ノリヤマ

3・4・33

三好ヶ丘駒場線

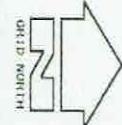


区域界は全て筆界

記号	例
赤い縦線	見直し済みの市町区域界
赤い斜線	未見直し済みの市町区域界
青い縦線	工業専用地域

明確な境界線
1-10
未見直し済みの市町区域界
60
筆界

複数
用途地域界の種類
実測電気測量用地籍地図
字典、境界等に変更を反映せむ場合
その他の場合は



想定用途地域図

1/2,500

縮尺

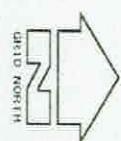
都市計画区域

市町村名

地区番号

地区名
明知八幡田川地区

3-4-11



地図番号

3-4-11

地図番号

3-4-11

0
50
100
200
300m

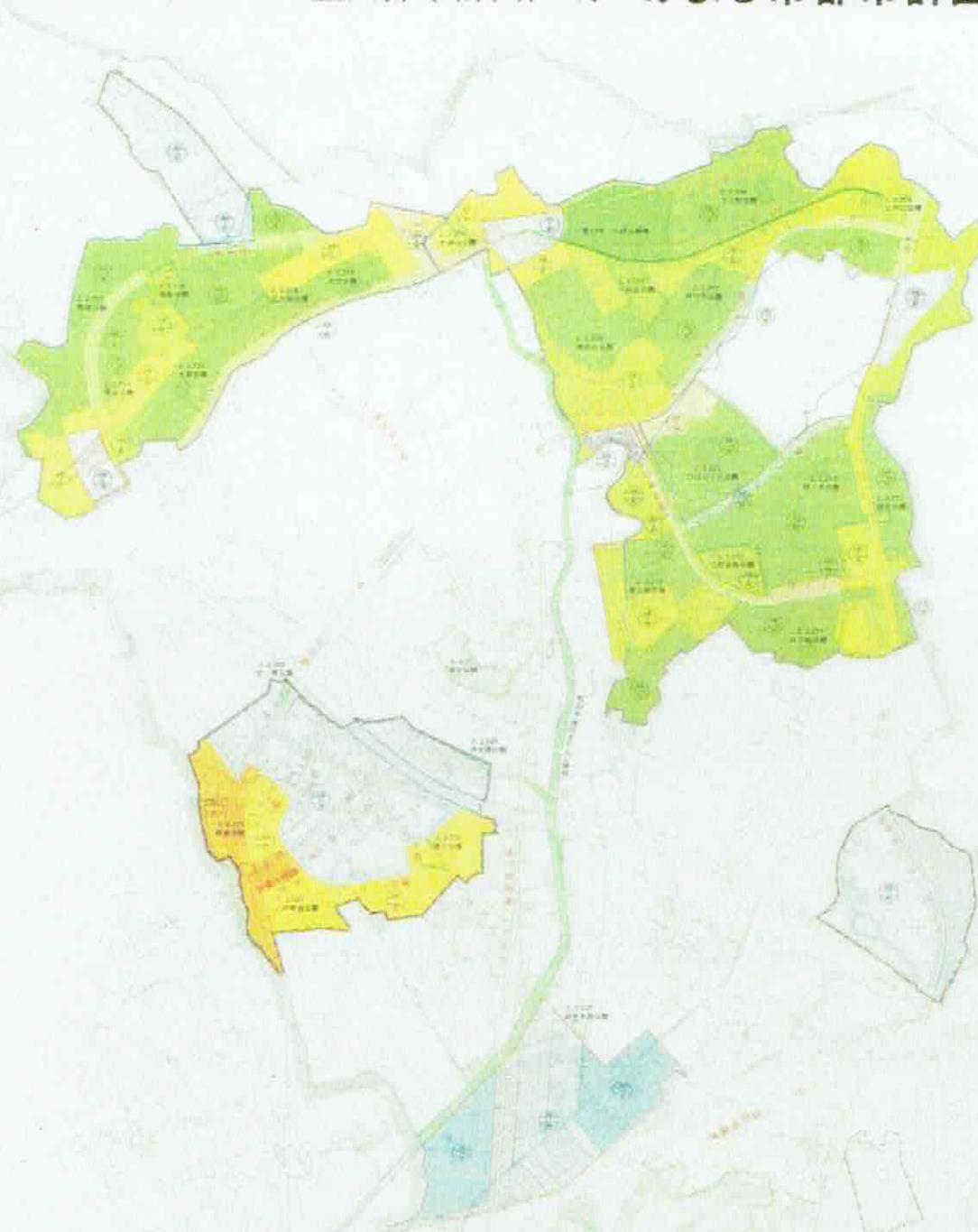
SCALE 1:2,500

目	[引]
見直し前の市街化区域界	
市街化調整区域に該する区域	
未開発区域のうち、既に開発が実施された区域	
工業専用地域	12

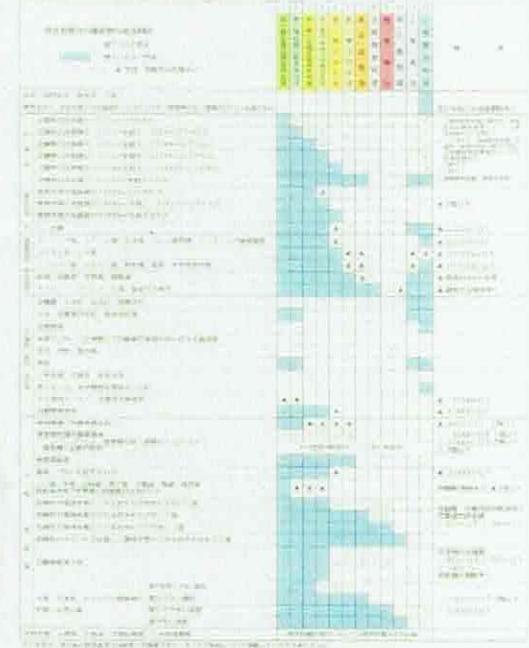
明治時代以来の 主要な河川等	(100)
主要な河川等	100m
主要な河川等	50m
主要な河川等	30m
その他の場合	

豊田都市計画区域 みよし市都市計画図

総括図



用途地域による建築物の用途制限の概要



三好中部特定土地区画整理事業 変更設計図(案)



〇・〇・〇号

1号公園 面積約0.23ha 計画図

S=1:500

1号公園
2,310m²



6-2号
6-1号

資料置き

6-6号

ア～イ	道路界（三好中部特定土地区画整理事業地内道路6-1号）
イ～ウ	道路界（三好中部特定土地区画整理事業地内道路6-2号）
ウ～エ	道路界（三好中部特定土地区画整理事業地内道路5-1号）
エ～オ	道路界（三好中部特定土地区画整理事業地内道路6-6号）
オ～ア	地番界（付図参照）

新規の公園区域

0 5 10 20 30 40 50m

○・○・○号

2号公園 面積約0.13ha

計画図

S=1:500

0 5 10 20 30 40 50m

前田

(2-4)

2号公園
1,300m²

3・4・205
都市計画道路
池田天王台線

池田天王台線

6-9号

31-2

23-4

23-2

8h

22-2

21

22-1

13

95

96

新居

駐車場

駐車場

10

11

12

1

4

3

2

17

18-1

1

93

94

95

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

	新規の公園区域
--	---------